

押印等の見直し基準

令和3年4月1日現在

- 1 記名のみで可（押印及び署名は不要）であるもの
 - (1) 閲覧申請等、対象が不特定の者で押印や署名を求めてまで作成名義人の意思による申請等であることを担保する必要性がないもの
 - (2) 届出、報告等、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの
 - (3) (1)及び(2)に該当しない申請等であって、作成名義人の本人確認が添付書類その他の情報で担保することができるもの
- 2 署名が必要（押印は不要）であるもの
 - (1) 法令等により署名が義務付けられているもの（署名又は記名押印の選択制とされているものを含む。）
 - (2) 1(1)及び(2)並びに3に該当しない申請等であって、作成名義人の本人確認が添付書類その他の情報で担保することができないもの
 - (3) 他団体と統一様式を使用している等により、独断での署名廃止が困難であるもの
- 3 次のいずれかに該当するものは、押印が必要
 - (1) 法令等により押印が義務付けられているもの（署名又は記名押印の選択制とされているものを除く。）
 - (2) 他団体と統一様式を使用している等により、独断での押印廃止が困難であるもの